

2 任期付職員

(1) 条例制定状況

令和2年4月1日現在の県内市町村における「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用等に関する法律」に基づく条例の制定状況は、以下のとおりである。

○地方公共団体の一般職の任期付職員の採用等に関する法律に基づく条例の制定状況

※本項目に係る調査は概ね4年に1度実施。以下の表は令和2年の内容です。
(次回調査実施は令和6年度)

区分 (団体数)		法3条1項に基づく採用を行うための規定 (特定任期付職員)	法3条2項に基づく採用を行うための規定 (一般任期付職員)	法4条に基づく採用を行うための規定(4条任期付職員)	任期付短時間勤務職員		
					法5条1項に基づく採用を行うための規定	法5条2項に基づく採用を行うための規定	法5条3項に基づく採用を行うための規定
県内市計 (37)	制定団体数	28	36	31	27	28	27
	制定率	75.7%	97.3%	83.8%	73.0%	75.7%	73.0%
県内町村計 (17)	制定団体数	12	15	15	15	15	15
	制定率	70.6%	88.2%	88.2%	88.2%	88.2%	88.2%
県内市町村計 (54)	制定団体数	40	51	46	42	43	42
	制定率	74.1%	94.4%	85.2%	77.8%	79.6%	77.8%

※「地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律」に基づく条例は、
県内市町村では、未制定である。

【用語の説明】

「特定任期付職員」

高度の専門的知識経験や優れた識見を一定期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させるため、任期付職員法第3条第1項の規定により任期を定めて採用された職員

「一般任期付職員」

専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させるため、任期付職員法第3条第2項の規定により任期を定めて採用された職員

「4条任期付職員」

一定期間内に終了することが見込まれる業務や一定期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に従事させるため、任期付職員法第4条の規定により任期を定めて採用された職員

「任期付短時間勤務職員」

一定期間内に終了することが見込まれる業務に従事させるなどのため(第1項)、サービスの提供時間延長や提供体制を充実させるなどのため(第2項)、職員が育児のための部分休業を取得した場合にその代替として従事させるなどのため(第3項)、任期付職員法第5条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務の職員

(2) 採用状況

令和4年4月1日現在、任期付職員法に基づく任期付職員は、県内市町村のうち、48団体(35市13町村)で899名採用されている。

	採用団体数		採用数				
		採用実施率		特定任期付職員	一般任期付職員	4条任期付職員	任期付短時間勤務職員
市 (37)	35	94.6%	844	19 (11)	89 (28)	188 (15)	548 (13)
町村 (17)	13	76.5%	55	2 (2)	20 (8)	9 (3)	24 (8)
市町村計 (54)	48	88.9%	899	21 (13)	109 (36)	197 (18)	572 (21)

(採用数上段：採用数(人)、採用数下段：採用団体数)

○令和4年4月1日現在の区分別・団体別採用状況

区分(採用人数)	団体名(採用人数)	主な採用事例
特定任期付職員(21)	千葉市(3)銚子市(1)松戸市(1) 茂原市(2)東金市(2)市原市(2) 流山市(3)匝瑳市(1)香取市(1) 山武市(2)いすみ市(1)長柄町(1) 大多喜町(1)	危機対策調整担当課長、動物公園長、埋蔵文化財調査センター所長、行政民事暴力対策監、危機管理監、安全安心対策官、政策法務室長、スクールロイヤー、業務妨害等相談員、施設長、弁護士、市民自治支援課主幹、園長、主査補等
一般任期付職員(109)	千葉市(3)銚子市(5)市川市(5) 船橋市(6)館山市(2)松戸市(2) 茂原市(1)成田市(14)佐倉市(4) 旭市(1)習志野市(4)柏市(3) 勝浦市(1)市原市(4)流山市(3) 八千代市(2)我孫子市(1) 鴨川市(2)君津市(1)富津市(2) 浦安市(3)四街道市(1)八街市(3) 印西市(2)白井市(9)南房総市(1) いすみ市(1)大網白里市(3) 酒々井町(4)多古町(2)芝山町(4) 横芝光町(1)睦沢町(2)長生村(1) 長柄町(5)鋸南町(1)	産業保健師、科統括部長、給食調理員、主任学芸員、学芸員、一般行政職、危機管理監、危機管理室長、危機管理専門官、歯科衛生士、看護師、保健師、作業療法士、獣医師、マーケティング課長、シティーセールスプロモーションマネージャー、医師、地域交流支援センター所長、保育士、心理発達相談員、栄養士、子ども園園長、教諭、介護認定調査員、介護支援専門員、延長、栄養士、保育教諭、まちづくり広報監、生活安全相談員、徴収指導員、安全安心担当官、防災対策監等

<p>4条任期付職員 (197)</p>	<p>市川市(71)木更津市(3) 野田市(22)茂原市(2)成田市(3) 佐倉市(6)東金市(23)柏市(5) 君津市(3)浦安市(6)四街道市(15) 印西市(9)南房総市(6)香取市(6) 山武市(8)栄町(5)東庄町(3) 横芝光町(1)</p>	<p>保育士、看護師、幼稚園教諭、技術職、 運転手、栄養士、診療所長、保育教諭、 給食調理員等</p>
<p>任期付短時間勤務職員 (572)</p>	<p>市川市(5)松戸市(339)茂原市(2) 成田市(5)柏市(11)勝浦市(3) 君津市(11)四街道市(8) 印西市(109)白井市(18) 富里市(7)香取市(9)いすみ市(21) 酒々井町(4)栄町(9)芝山町(2) 横芝光町(2)一宮町(1)長生村(2) 大多喜町(2)御宿町(2)</p>	<p>医師、徴税指導員、家庭相談員、警察環 境監視員、介護支援専門員、学童保育支 援、家庭相談員、看護師、栄養士、言語 聴覚士、歯科衛生士、司書、児童厚生 員、社会福祉士、手話通訳、助産師、保 育士、保健師、幼稚園教諭、用務員、相 談員、作業士、保健師、市民協働支援 員、学童保育専門支援員、化学技師、い じめeメール相談員、人材育成アドバイ ザー、作業療法士等</p>

()内は採用人数

(参考) 団体別任期付職員の状況等一覧

表 I - 2 - 1 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用等に関する法律に基づく条例の制定状況

※本項目に係る調査は概ね4年に1度実施。以下の表は令和2年の内容です。(次回調査実施は令和6年度)

(令和2年4月1日現在)

市町村名	法3条1項に基づく採用を行うための規定(特定任期付職員)	法3条2項に基づく採用を行うための規定(一般任期付職員)	法4条に基づく採用を行うための規定	法5条1項に基づく採用を行うための規定	法5条2項に基づく採用を行うための規定	法5条3項に基づく採用を行うための規定
千葉市	○	○				
銚子市	○	○	○	○	○	○
市川市	○	○	○	○	○	○
船橋市		○				
館山市	○	○	○	○	○	○
木更津市	○	○	○	○	○	○
松戸市	○	○	○	○	○	○
野田市	○	○	○			
茂原市	○	○	○	○	○	○
成田市		○	○	○	○	○
佐倉市	○	○	○	○	○	○
東金市	○	○	○	○	○	○
旭市	○	○	○	○	○	○
習志野市	○	○	○	○	○	○
柏市		○	○	○	○	○
勝浦市	○	○	○	○	○	○
市原市	○	○	○	○	○	○
流山市	○	○	○	○	○	○
八千代市	○	○	○	○	○	○
我孫子市		○				
鴨川市						
鎌ヶ谷市	○	○				
君津市	○	○	○	○	○	○
富津市	○	○	○	○	○	○
浦安市	○	○	○			
四街道市	○	○	○	○	○	○
袖ヶ浦市	○	○	○	○	○	○
八街市	○	○	○	○	○	○
印西市		○	○	○	○	
白井市		○			○	○
富里市		○	○	○	○	○
南房総市		○	○			
匝瑳市	○	○	○			
香取市	○	○	○	○	○	○
山武市	○	○	○	○	○	○
いすみ市	○	○	○	○	○	○
大網白里市	○	○	○	○	○	○
酒々井町		○	○	○	○	○
栄町		○	○	○	○	○
神崎町						
多古町	○	○	○	○	○	○
東庄町		○	○	○	○	○
九十九里町	○	○	○	○	○	○
芝山町	○	○	○	○	○	○
横芝光町	○	○	○	○	○	○
一宮町	○	○	○	○	○	○
睦沢町	○	○	○	○	○	○
長生村	○	○	○	○	○	○
白子町	○	○	○	○	○	○
長柄町	○	○	○	○	○	○
長南町	○	○	○	○	○	○
大多喜町	○	○	○	○	○	○
御宿町	○	○	○	○	○	○
鋸南町						
制定団体数	40	51	46	42	43	42

○は制定済み